

第 8 回上越地域合併協議会会議録

日時：平成 16 年 3 月 6 日（土）

午後 2 時から

会場：三和村村民体育館

区分	市町村名	役職名	氏名	
規約第 8 条 第 1 項第 1 号の委員 (構成市町村の長)	上 越 市	上越市長	木 浦 正 幸	
	安 塚 町	安塚町長	矢 野 学	
	浦川原村	浦川原村長	原 恒 博	
	大 島 村	大島村長	岩 野 虎 治	
	牧 村	牧村長	中 川 耕 平	欠席
	柿 崎 町	柿崎町長	榆 井 辰 雄	
	大 湍 町	大湍町長	渡 邊 之 夫	
	頸 城 村	頸城村長	関 田 武 雄	
	吉 川 町	吉川町長	角 張 保	
	中 郷 村	中郷村長	吉 田 侃	
	板 倉 町	板倉町長	瀧 澤 純 一	
	清 里 村	清里村長	梅 澤 正 直	
	三 和 村	三和村長	高 倉 英 雄	
名 立 町	名立町長	塚 田 隆 敏		
規約第 8 条 第 1 項第 2 号の委員 (構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者)	上 越 市	上越市議会議長	石 平 春 彦	
		上越市議会副議長	田 村 恒 夫	
		上越市議会総務常任委員長	早 津 輝 雄	
	安 塚 町	安塚町議会議長	日 下 部 進	
		安塚町議会副議長	松 野 惠	
		安塚町議会議員	志 賀 賢 一	
	浦川原村	浦川原村議会議長	坪 野 要 治	
		浦川原村議会総務文教常任委員長	武 藤 政 義	
		浦川原村議会環境建設常任委員長	石 田 敏 一	
	大 島 村	大島村議会議長	小 出 俊 雄	
		大島村議会議員	丸 田 伸 一	
		大島村議会議員	早 川 与 五 郎	
	牧 村	牧村議会議長	武 田 正 一	
		牧村議会議員	宮 本 富 男	
		牧村議会議員	太 田 修	
	柿 崎 町	柿崎町議会議長	新 澤 明 一	
		柿崎町議会副議長	平 野 誠 市	
		柿崎町議会市町村合併に関する調査特別委員会委員長	小 関 信 夫	
	大 湍 町	大湍町議会議長	村 山 尚 祥	
		大湍町議会合併問題特別委員会委員長	内 山 米 六	
		大湍町議会議員	俵 木 達	

区分	市町村名	役職名	氏名	
規約第8条 第1項第2号の委員 (構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者)	頸 城 村	頸城村議会議長	渡 邊 威	
		頸城村議会副議長	井 部 辰 男	
		頸城村議会議員	布 施 兵 衛	
	吉 川 町	吉川町議会議長	八 木 一 郎	
		吉川町議会副議長	吉 村 一 博	
		吉川町議会議員	橋 爪 法 一	
	中 郷 村	中郷村議会議長	山 崎 新 一	
		中郷村議会副議長	豊 岡 眞 一	
		中郷村議会議会運営委員会委員長	荒 川 正 尊	
	板 倉 町	板倉町議会議長	見海健太郎	欠席
		板倉町議会副議長	島 田 武	
		板倉町議会議員	武 藤 和 男	
	清 里 村	清里村議会議長	奥田堅太郎	
		清里村議会副議長	中 村 良 平	
		清里村議会議員	保 坂 隆 男	
	三 和 村	三和村議会議長	服部誠治郎	
		三和村議会副議長	松 縄 教 一	
		三和村議会議会運営委員会委員長	稲 垣 健 一	
	名 立 町	名立町議会議長	塚 田 正	
		名立町議会副議長	秦 野 兵 司	
		名立町議会議会運営委員会委員長	畑 虎 夫	
規約第8条 第1項第3号の委員 (学識経験者その他の者で構成市町村の長が協議により必要と認めるもの)	上 越 市	上越商工会議所会頭	田 中 弘 邦	
		上越市町内会長連絡協議会会長	田 中 昭 平	
		上越市連合婦人会会長	保 坂 い よ 子	
	安 塚 町	安塚町商工会長	横 尾 新 一	
		安塚町区長代表	丸 山 辰 五 郎	
		雪のまちいきいき女性ネットワーク代表	北 島 敬 子	
	浦川原村	浦川原村総合計画審議会会長	村 松 研	
		浦川原村まちづくり研究委員会委員	大 滝 勉	
		浦川原村まちづくり研究委員会委員	内 山 美 恵 子	
	大 島 村	大島村商工会会長	武 田 一 也	
		大島村区長代表	岩 野 修 二	
		大島村合併協議会委員	山 岸 幸 子	
	牧 村	牧村住民会議準備会委員	金 井 純	
		牧村住民会議準備会委員	飯 田 一 郎	
		牧村住民会議準備会委員	江 口 理 恵 子	
	柿 崎 町	柿崎町商工会副会長	八 木 康 博	
		柿崎地区区長会長	佐 藤 洋 一	
		柿崎町農業委員	神 岡 八 江 子	欠席
	大 潟 町	大潟町商工会会長	西 田 行 男	
		大潟町区長会代表	小 池 吉 則	
		大潟町教育委員	大 浜 啓 子	

区分	市町村名	役職名	氏名	
規約第8条 第1項第3号の委員 (学識経験者その他の 者で構成市町村 の長が協議により 必要と認めるも の)	頸 城 村	頸城村商工会副会長	上野 學	
		頸城村自治会長協議会会長	大場 崇夫	
		頸城村主任児童委員	松縄 武女	
	吉 川 町	吉川町商工会長	荻谷 賢一	
		吉川町源地区会議会長	中村 睦男	
		吉川町男女共同参画計画策定委員会副委員長	岩井 栄子	
	中 郷 村	中郷村商工会長	塚原 登	
		中郷村合併検討委員会会長	山崎 勇	
		中郷村合併検討委員会委員	杉本 優子	
	板 倉 町	板倉町商工会事務局長	田中 幹夫	
		板倉町合併推進委員会会長	宮腰 英武	
		板倉町合併推進委員会委員	増村 恵子	
	清 里 村	清里村商工会会長	武田 和信	欠席
		清里村合併推進委員会会長	福保 巧成	
		清里村合併推進委員会副会長	細谷 愛子	
	三 和 村	三和村合併推進協議会会長	近藤 一郎	
		三和村合併推進協議会副会長	武田 美紀	欠席
		三和村合併推進協議会委員	石塚 賢	
	名 立 町	名立町市町村合併審議会委員長	塚田 一三	
		名立町市町村合併審議会委員	塚田 新平	
		名立町市町村合併審議会委員	久保 埜朝子	
	共 通	上越教育大学副学長	小宮 三彌	
		えちご上越農業協同組合代表理事副組合長	笹川 一成	
		上越青年会議所直前理事長	山岸 孝博	
新潟県総合政策部市町村合併支援課長		中澤 清		
	新潟県上越地域振興事務所長	村山 秀幸		

議 題

1 協議

(1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

- 各種事務事業の取扱い(その6)
- 各種事務事業の取扱い(その7)
- 各種事務事業の取扱い(その8)
- 各種事務事業の取扱い(その9)

2 その他

午後2時0分 開会

○木浦正幸会長 皆様方大変ご苦労さまでございます。大変お忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。それでは、座らせていただいて、進めさせていただきます。これより第8回上越地域合併協議会を開会いたします。

本日は、委員総数103名のうち98名のご出席でありますので、協議会規約第9条第4項の規定によりまして、会議は成立いたしております。

また、会議録署名委員は、協議会の会議の運営に関する規程第3条第2項の規定によりまして、上

越市の田村委員、安塚町の松野委員を指名させていただきます。それぞれよろしくお願いたします。

○

○木浦正幸会長 これより協議に入らせていただきますが、まず本日の協議事項につきまして説明をさせていただきます。本日の協議次第をごらんいただきたいと思います。本日は、まずは構成市町村の合併に関する協議として協議する事項として、前回ご提案させていただきました各種事務事業の取扱い(その6)(その7)を採決させていただきたいと思っております。次に、本日ご提案する事項として、構成市町村の合併に関する協議として協議する事項であります各種事務事業の取扱い(その8)(その9)についてご協議をいただきたいと思いますと思っております。

なお、前回の協議会の際に、本日の協議事項として予定をしている旨お伝えいたしました財産の取扱い、公社、第三セクター等の取扱い、本庁及び支所の行政組織の取扱い、町名・字名の取扱いにつきましては、幹事会での調整が整わなかったことから、それぞれ本日の協議事項とはせずに、再度幹事会で協議、調整させていただいた上で、次回3月30日に予定しております第9回の協議会に提案させていただきたいというふうに考えておるところでございます。また、本日の協議会終了後、引き続き議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会、新市の名称に関する小委員会、自治基本条例に関する小委員会をそれぞれ開催させていただき予定でございます。このことにつきましては、協議会終了後事務局が説明させていただきます。

○

1 協議 (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

○ 各種事務事業の取扱い(その6)

○木浦正幸会長 それでは、協議(1)構成市町村の合併に関する協議として協議する事項のうち、各種事務事業の取扱い(その6)についてでございます。

提案につきまして事務局より説明願います。

○高橋克尚事務局長 それでは、この各種事務事業の取扱い(その6)こちらにつきましては、前回お配りしました第7回の法定協議会の資料の中の合併協定書記載文案を提案させていただいております。資料につきましては、協議会資料の構成市町村の合併に関する協議書の1ページ、こちらをごらんいただきたいと思いますというふうに思います。改めまして、合併協定書記載文案を読み上げまして、説明にかえさせていただきます。

別冊「事務事業一覧(その6)」の2件の事務事業については、合併時から上越市の制度に統一する。以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、各種事務事業の取扱い(その6)につきましてご意見、ご質問等ございましたらお願いいたしたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、各種事務事業の取扱い(その6)につきまして採決させていただきます。このことにつきまして原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ご異議なしと認めます。

よって、各種事務事業の取扱い(その6)につきましては原案のとおり決しました。

○

1 協議 (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

○ 各種事務事業の取扱い(その7)

○木浦正幸会長 続きまして、各種事務事業の取扱い(その7)についてでございます。

提案につきまして事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 それでは、今ほどの資料、今度は2ページをごらんいただきたいと思います。あわせまして、別冊資料の2ページ以降、こちらもごらんいただければと思います。今回提案の調整案は、町村の皆様方が独自に実施されております155件の事務事業についてのものでございます。こち

らにつきましても、合併協定書記載文案を読み上げさせていただきます、説明にかえさせていただきますというふうに思っております。

別冊「各種事務事業の取扱い(その7)」のとおりとする。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、各種事務事業の取扱い(その7)につきましてもご意見、ご質問等ございましたらお願いいたしますと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、各種事務事業の取扱い(その7)につきましても採決させていただきます。このことにつきましても原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 ご異議なしと認めます。

よって、各種事務事業の取扱い(その7)につきましてもは原案のとおり決しました。

○

1 協議 (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

○ 各種事務事業の取扱い(その8)

○木浦正幸会長 続きまして、本日の提案事項に入らせていただきます。各種事務事業の取扱い(その8)についてでございます。

提案につきまして事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 今回の資料の方でございます協議書の1ページ、あわせて別冊の資料をごらんいただきたいと思っております。今回提案の調整案は11件の事務事業についてでございます。合併協定書記載文案を読み上げさせていただきます、説明にかえさせていただきますというふうに思っております。

別冊「事務事業一覧(その8)」1ページの9件の事務事業については、合併時から上越市の制度に統一する。

別冊「事務事業一覧(その8)」2ページの1件の事務事業については、合併後、段階的に上越市の制度に統一する。

別冊「事務事業一覧(その8)」3ページの1件の事務事業については、合併後、段階的に新制度、新基準を適用する。

また、別冊資料の8ページから10ページにつきましては、今までと同様に上越地域法定合併協議会準備会でご了承いただきました住民生活に密接に関連する事務事業の調整方針238項目、こちらの調整方針と異なる調整案となった事務事業をお示ししてございます。このうち今回提案分につきましては、まず8ページ、こちらの中ほどにございます網かけをしていない白地の部分でございますが、ふれあいランチサービス運営、続きまして9ページ、上の方にございます白地の部分でございますが、中小企業振興対策費補助金及び商店街等活性化支援事業、同じく9ページの下の方でございますが、地域別まちづくり計画支援事業の4項目、4件となっております。

事務局からの説明は以上です。

○木浦正幸会長 それでは、各種事務事業の取扱い(その8)につきましても皆さんからご意見、ご質問をいただきたいと思っておりますが、なおこの各種事務事業の取扱い(その8)につきましてもは次回の第9回の協議会の場でお諮りさせていただきたいと思っております。それでは、皆様方、ご意見、ご質問のおありになる方、挙手をもってお願いいたします。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、各種事務事業の取扱い(その8)についての協議を閉じさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、今回の採決につきましては、今回提案させていただきました11件を一括でお諮りをさせて

いただきたいと考えております。

○

1 協議 (1) 構成市町村の合併に関する協議として協議する事項について

○ 各種事務事業の取扱い(その9)

○木浦正幸会長 続きまして、各種事務事業の取扱い(その9)についてでございます。

提案につきまして事務局から説明願います。

○高橋克尚事務局長 それでは、お配りしました合併協定書記載文案の方の資料の2ページでございます。あわせまして別冊資料の4ページ以降、こちらもごらんいただければと思います。今回提案の調整案は169件の事務事業についてでございます。

なお、この事務事業の取扱い(その9)につきましては、それぞれの各町村さんが独自で実施されている事業でございます。それでは、合併協定書記載文案を読み上げさせていただいて、説明にかえさせていただきます。

別冊「各種事務事業の取扱い(その9)」のとおりとする。

以上でございます。

○木浦正幸会長 それでは、各種事務事業の取扱い(その9)につきましてご意見、ご質問をいただきたいと思いますが、なおこの各種事務事業の取扱い(その9)につきましては次回の第9回協議会の場でお諮りをさせていただきたいと思っております。それでは、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

どうぞ。

○保坂いよ子委員 今この(その9)のところをざっと見させていただきますと、合併時に廃止するか、あるいは3年後をめどに廃止するという事業が随分たくさんあるわけですが、それらについて私たちは廃止するという意味がちょっとわからないんです。どんなことをやっていて、それが全くなってしまうのか、あるいはどこかの部でもって一緒になって、今まであったものを継続していく形になるのかという、その辺がよくわからないのですけれども、この廃止するとか上越市に引き継ぐというのも随分あるわけですが、それらについてもうちちょっと説明があるといいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○木浦正幸会長 事務局、お願いします。

○野澤朗事務局次長 ご説明をいたします。

確かにこの言葉につきまして共通の概念と申しまししょうか、わからないというお言葉ももっともかなと思うところでございます。まず、廃止するの前に引き継ぐというものは、今このご質問いただきました(その9)というものは、今まで調整をいたしましたものと異なりますのは、今までは上越市に同じような事務があるものでございました。今回から(その9)からでございますけれども、いろいろな事情の中で上越市に事務がないけれども、周辺の今の13町村の皆様方がおやりになっている場合があるものというものが、この(その9)でございます。

ただ、厳格に申し上げますと、その事務事業が全く一緒のものはございませんけれども、同じようなものでありますとか、今ご質問いただいたように、似たようなものですとか当然でございます。ただ、この作業の過程の中では一応各町村が出された事務につきましては、一つ一つ調整をさせていただいたと。その結果でございますけれども、引き継ぐというのは、そのまま今の仕事を上越市に合併後も上越市の事務としてやりますということでございますが、その中で例えばこれはぐっていただいてますと、同じ引き継ぐということでも、合併後の状況を踏まえて見直すというような表現になっているものもございます。これらのものは、見直すという言葉の語感が廃止するというような雰囲気聞こえるかもしれませんけれども、それはもうそういうことではなくて、素直にこれは合併の後、状況に応じて見直していこうということでございます。この見直しの場合には、例えば今ある一つの町村しかおやりになっていない事務を、3年間の中で周りの地域と一緒にする場合もあるでしょうし、全市に広げていく場合もございますでしょうし、またその一つとして、あるいは廃止ということもあ

るかもしれない。それらの総体として見直すという言葉を使っております。

それから、例えば補助金を出したり、例えば融資をしたりというような、その自治体と相手方、市民の方々が契約をなさっているような場合におきましては、上越市に合併をいたしましても、その契約関係を引き継ぐというようなものも、引き継ぐという内容の中には入っているわけでございます。今のご質問の廃止するということにつきましては、これ言葉どおりとっていただくとすれば、その事務が直接的にはなくなるということでございます。ただ、この当該事務がなくなるという調整に至るまでには、当然ながらそれぞれ今おやりになっている町村の皆さんの、その事務を廃止することの影響、また今ご質問ありました上越市が類似の事業でやっている場合に、それでできるかどうか等々は、これ当然検討した上で、このようなことになっているということございまして、そのようにご理解をいただきたいと思っております。

○木浦正幸会長 よろしゅうございますか。

○保坂いよ子委員 この部分は、直接市民、住民にかかわる問題が非常に多うございますので、この辺をしっかりと踏まえていないと、後で合併したらサービスが落ちたとか、合併したら変なものになっちゃったとか、そういう苦情のもとになるんじゃないかと思ひまして、質問申し上げたんですが、わかりました。どうもありがとうございました。

○木浦正幸会長 そのほかございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 それでは、ご意見、ご質問等がないようでございますので、各種事務事業の取扱い（その9）につきましての協議を閉じさせていただきたいと思ひます。

なお、次回の採決につきましては、今回提案の169件一括でお諮りをさせていただきたいと思ひております。

なお、個々の事務事業の調整の詳細につきましては、各市町村の合併担当者へお問い合わせをさせていただきたいと思ひております。

2 その他

○木浦正幸会長 最後に、その他の項でございますが、委員の皆様方の方から何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○木浦正幸会長 事務局ありますか。

○高橋克尚事務局長 それでは、事務局の方からご連絡事項等々ご説明申し上げます。

まず、次回の協議会についてでございますが、冒頭会長からご説明ございましたとおり、次回の協議会、第9回でございますが、3月30日を予定しております。火曜日、午後2時から、場所につきましては上越市の厚生南会館で開催いたしたいと思ひております。

また、恐縮でございますが、その次の第10回の協議会でございます。こちらをあわせてご連絡申し上げますが、第10回の協議会につきましては、年度をまたぎますが、4月の12日、月曜日、午後2時から、会場につきましては、上越市の総合体育館、こちらの方で予定してございます。改めてご案内いたしますが、今から皆様方のご予定の確保の方をよろしくお願ひしたいというふうに思っております。次回につきましては、今回提案したもののほか、財産の取扱い、本庁、支所の行政組織の取扱い、公社、第三セクター等の取扱い、町名・字名の取扱い、各種事務事業の取扱い（その10）及び（その11）についてご協議いただく予定で、幹事会の方での協議を進めてまいりたいというふうに思っております。幹事会での協議、調整の後、会議資料を作成しまして送付いたしますので、よろしくお願ひいたします。

引き続き、この会が終わりました後、小委員会を開催するわけでございますが、その点についてご説明申し上げます。この後、議会の議員の定数及び任期の取扱い、新市の名称、自治基本条例の三つの小委員会を行うこととさせていただいております。それぞれの小委員会が会議終了をもちましてそ

れぞれで解散していただくという運びとしてお願いいたしたいというふうに思っております。会場につきましては、議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会につきましては、こちら正面に向かって左手でございますが、スポーツセンターでございますが、こちらの2階の体育室の方で開催いたします。新市の名称に関する小委員会は、同じくスポーツセンターの1階の研修室、こちらの方で開催いたします。自治基本条例に関する小委員会につきましては、この会場で行います。

以上、事務局からの説明でございます。

○木浦正幸会長 大変ご苦労さまでございました。

以上をもちまして第8回上越地域合併協議会を閉会させていただきます。ご協力大変ありがとうございました。

午後2時20分 閉会

上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第3条第2項の規定により署名する。

会 長 上 越 市 長

上越市議会副議長

安塚町議会副議長